

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月25日

北九州市総務市民局給与課

### 1 当該公募の趣旨

本業務は、精神疾患で休職中および復職した職員の円滑な職場復帰と再発予防を目的に実施している。本業務の遂行にあたっては、精神医学や産業保健分野の専門的知見を有し、かつ、実践的な講座の実施が可能な人材が在籍していることが求められるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

### 2 業務の概要

(1)業務名     メンタルヘルス対策事業(復職支援)業務

(2)業務内容

ア 休職者の復職支援(復職準備講座)の実施

実施にあたっては、給与課健康管理係と協議し実施すること。

(ア) 対象者

精神疾患による休職中の職員のうち、主治医及び産業医が復職準備段階にあると判断し、産業医が受講を勧めた職員と受講を希望する職員

(イ) 受講期間

職員1人につき概ね3～4ヶ月間 計3～4回

(ウ) 実施方法

集団指導

ただし、社会状況に応じて、オンラインまたは動画視聴形式等、柔軟に対応すること。

(実施方法変更に関わるオンライン上の経費も委託料に含む)

(エ) 実施内容

a 療養状況の確認、復職に必要な能力の回復に向けてのコンサルティング

b 復職準備プログラム作成についての相談・助言

※休職期間、産業医面談や北九州市職員衛生管理審査会(毎月第3水曜日)時期等を考慮し、実施すること。

※職場での試し出勤を実施する場合と実施しない場合の両方について対応すること。  
(原則は併用)

c 産業カウンセラー、臨床心理士、公認心理師による復職準備に必要な心理教育

(オ) 実施場所

北九州市役所庁舎内会議室(住所 小倉北区内1-1)

(カ) 実施回数および時間

原則 毎月1回 10時から12時

(キ) 復職準備講座受講状況の報告、評価

作成した資料は、産業医面談や北九州市職員衛生管理審査会(復職可否の諮問機関)、所属への報告の参考資料としても使用する場合があります。

a 毎回報告

毎回の受講状況について、講座に使用した資料とあわせて講座終了時に給与課健康管理係へ提出する。

b 毎月報告

毎月の実施状況(回数、参加状況、プログラム内容等)について報告書を作成し、翌月の10日までに給与課健康管理係へ提出する。

c 年間のまとめ

年間の実施状況(回数、参加状況、プログラム内容等)及び総括を記載した報告書を作成し、給与課健康管理係へ提出する。

イ 復職者の職場定着及び再発予防に対する支援(復職サポート講座)の実施

実施にあたっては、給与課健康管理係と協議し実施すること。

(ア) 対象者

精神疾患による休職から復職後3か月以内の職員と産業医が受講を勧めた職員

(イ) 受講期間

職員1人につき概ね3ヶ月 計3回

(ウ) 実施方法

集団指導

ただし、社会状況に応じてオンラインまたは動画視聴形式等、柔軟に対応すること。

(実施方法変更に関わるオンライン上の経費も委託料に含む)

(エ) 実施内容

a 産業カウンセラー、臨床心理士、公認心理師による再休職予防に必要な心理教育

b 再発予防に対するセルフケア等についての助言

(オ) 実施場所

北九州市役所庁舎内会議室(住所 小倉北区城内1-1)

(カ) 実施回数および時間

原則 毎月1回 13時30分から16時

(キ) 復職サポート講座受講状況の報告、評価

a 毎回報告

毎回の受講状況について、講座に使用した資料とあわせて講座終了時に給与課健康管理係へ提出する。

b 毎月報告

毎月の実施状況(回数、参加状況、プログラム内容等)について報告書を作成し、翌月の10日までに提出する。

c 年間のまとめ

年間の実施状況(回数、参加状況、プログラム内容等)及び総括を記載した報告書を作成し、給与課健康管理係へ提出する。

ウ 復職準備講座および復職サポート講座のしおりをデータにて作成し、給与課健康管理係の指定した期日までに納品すること。

(3) 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日

### 3 応募要件

#### (1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

※参加意思確認書提出時に有資格者であることが必要。

ウ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### (2) 基本的要件以外の要件

ア 精神医学や産業保健分野の専門的知見を有している人材が在籍していること。

イ 復職支援についての経験を3年以上有している人材が2名以上在籍しており、かつ、対象職員への的確な助言・指導が可能であること。

(助言・指導については、臨床心理士、公認心理師の出務が可能であること)

ウ 過去に同種又は類似業務の受託実績があること(下請は含まない)。

エ 再委託を行うことなく、業務が実施できること。

#### 4 手続き等

##### (1) 契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区域内1-1

担当課名 総務市民局人事部給与課

電話番号 093-582-2222 FAX 番号 093-561-1364

##### (2) 説明書等の交付期間及び方法

###### ア 交付期間

令和8年2月25日から令和8年3月11日まで(閉庁日を除く。)の毎日、8時30分から17時15分まで

###### イ 交付場所

(1)に同じ。

###### ウ 交付方法

交付場所において配布します。

###### エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

##### (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

###### ア 提出期間

令和8年2月26日から令和8年3月11日まで(閉庁日を除く。)の毎日、8時30分から17時15分まで

###### イ 提出場所

(1)に同じ。

###### ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

##### (4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。